

新規給水をお考えのみなさんへ

配水管布設内規改定のお知らせ

宇佐市水道事業では、現在施行中の「住宅及び事務所への給水申請に係る配水管布設内規」ならびに「住宅及び事務所以外への給水申請に係る配水管布設内規」の改定を令和7年4月1日から実施いたします。資材単価、人件費等の高騰により現行の1申請当り50mまでの申請基準を1申請当り30mまでとし、1申請で10軒・合計300mを限度とし改定を行います。

現行の1申請50m、10軒・合計500mまでの最終受付期間は、設計金額130万円を超える工事については令和6年10月18日（金）までとし、設計金額130万円以内の工事については令和7年1月15日（水）を受付締め切り日とします。

受付締め切り日以降に申請を受け付けた案件については、令和7年4月1日以降の受付分と同じ要件での工事発注となりますので、よろしく願いいたします。